

4 探偵業を廃止するとき

探偵業の廃止の日から

10日以内

に廃止届出書を提出しなければならぬ。

探偵業者

※ 営業所の所在地を管轄する公安委員会(警察署経由)への届出となります。

届出書類等

≫ [申請様式一覧\(探偵業\)](#)

- 1 探偵業廃止届出書(別記様式第2号)
- 2 探偵業届出証明書
(既に公安委員会から交付を受けている届出証明書)
- 3 手数料なし

廃止届出

東京都公安委員会